

表35-1 食事に関する手伝い＜中学生＞
＜施設敷地内＞

		合計	献立作成	食材の買 い出し	料理作り	盛り付け	配膳	食器洗い等の後片 付け	手伝いは しない	その他	無回答
小 学 生	総数	31	3	5	12	19	22	23	0	5	3
		100.0	9.7	16.1	38.7	61.3	71.0	74.2	0.0	16.1	9.7
	あり	26	3	4	9	16	18	20	0	4	2
		100.0	11.5	15.4	34.6	61.5	69.2	76.9	0.0	15.4	7.7
	なし	5	0	1	3	3	4	3	0	1	1
		100.0	0.0	20.0	60.0	60.0	80.0	60.0	0.0	20.0	20.0
中 学 生	合計	31	3	5	12	19	22	23	0	5	3
		100.0	9.7	16.1	38.7	61.3	71.0	74.2	0.0	16.1	9.7
	あり	20	2	4	10	14	15	17	0	4	0
		100.0	10.0	20.0	50.0	70.0	75.0	85.0	0.0	20.0	0.0
	なし	11	1	1	2	5	7	6	0	1	3
		100.0	9.1	9.1	18.2	45.5	63.6	54.5	0.0	9.1	27.3
高 校 生	合計	31	3	5	12	19	22	23	0	5	3
		100.0	9.7	16.1	38.7	61.3	71.0	74.2	0.0	16.1	9.7
	あり	14	3	4	9	11	11	11	0	3	1
		100.0	21.4	28.6	64.3	78.6	78.6	78.6	0.0	21.4	7.1
	なし	17	0	1	3	8	11	12	0	2	2
		100.0	0.0	5.9	17.6	47.1	64.7	70.6	0.0	11.8	11.8

表35-2 食事に関する手伝い＜中学生＞
＜施設敷地外＞

		合計	献立作成	食材の買 い出し	料理作り	盛り付け	配膳	食器洗い等の後片 付け	手伝いは しない	その他	無回答
小 学 生	総数	31	3	16	20	24	23	22	0	2	5
		100.0	9.7	51.6	64.5	77.4	74.2	71.0	0.0	6.5	16.1
	あり	27	3	15	18	21	20	19	0	1	4
		100.0	11.1	55.6	66.7	77.8	74.1	70.4	0.0	3.7	14.8
	なし	4	0	1	2	3	3	3	0	1	1
		100.0	0.0	25.0	50.0	75.0	75.0	75.0	0.0	25.0	25.0
中 学 生	合計	31	3	16	20	24	23	22	0	2	5
		100.0	9.7	51.6	64.5	77.4	74.2	71.0	0.0	6.5	16.1
	あり	21	2	13	16	19	18	18	0	2	0
		100.0	9.5	61.9	76.2	90.5	85.7	85.7	0.0	9.5	0.0
	なし	10	1	3	4	5	5	4	0	0	5
		100.0	10.0	30.0	40.0	50.0	50.0	40.0	0.0	0.0	50.0
高 校 生	合計	31	3	16	20	24	23	22	0	2	5
		100.0	9.7	51.6	64.5	77.4	74.2	71.0	0.0	6.5	16.1
	あり	21	2	12	14	17	16	16	0	1	2
		100.0	9.5	57.1	66.7	81.0	76.2	76.2	0.0	4.8	9.5
	なし	10	1	4	6	7	7	6	0	1	3
		100.0	10.0	40.0	60.0	70.0	70.0	60.0	0.0	10.0	30.0

ヒアリング調査から見た小規模ケアの実態

谷口純世 庄司順一 有村大士 伊藤嘉余子 井上 寿
尾木まり 澄谷昌史 鈴木 力 堤 ちはる 中山 豊

A. 研究目的

ヒアリング調査は、施設の小規模化に関する文献研究、アンケート調査（2005年度実施）をふまえ、小規模化導入の経緯や工夫、メリット・デミメリット、これからの課題や方向性といった個々の施設の具体的な取り組みについて検討するためを行った。取り組みの実態や支援内容についてのみではなく、実際に子どもの生活にどのような建物備品が適しているのかといった建築学的観点からの検討も重要であるため、調査は福祉学および建築学研究者が調査者となり実施している。

B. 研究方法

(1) 調査の時期および調査対象

2005年度～2006年度の2カ年で計15ヶ所の児童養護施設で実施した。

調査施設は、2005年度に実施した質問紙調査の対象施設であり、調査施設は以下のとおりである。

<2005年度>

- ① 青葉学園（福島県）
- ② 旭児童ホーム（神奈川県）
- ③ 丘の家子どもホーム（神奈川県）
- ④ 唐池学園（神奈川県）
- ⑤ 川崎愛児園（神奈川県）
- ⑥ 希望の家（東京都）
- ⑦ 光の園（大分県）
- ⑧ 立正青葉学園（岡山県）

<2006年度>

- ① 慈愛園子供ホーム（熊本県）
- ② 至誠学園（東京都）

③ 聖家族の家（大阪府）

④ 茅ヶ崎学園（宮城県）

⑤ 東京育成園（東京都）

⑥ 八楽児童寮（愛知県）

⑦ 舞鶴学園（京都府）

本報告についてはこれらの施設のうち、小規模化についてすでに取り組みの見られた13施設についての特徴をまとめた。

(2) 調査内容

ヒアリング調査の内容は、①施設概要、②小規模ケアに取り組んだ経緯、③小規模ケアの導入で特に工夫した点や難しかった点、④小規模ケアのメリット（子ども・職員にとって）、⑤小規模ケアのデミメリット（子ども・職員にとって）、⑥小規模ケアでの食事時間の会話の内容（本体施設との違いも含む）、⑦小規模ケアでの食事終了後の職員と子どもの時間の過ごし方（本体施設との違いも含む）、⑧今後的小規模化への取り組みの方向性と課題、の8項目である。施設の構造的な工夫についても明らかとするため、ヒアリングへの回答に加え、建物の平面図や建物外部・内部の写真からの検討も行うこととした。

C. 結果

1. 小規模化に取り組んだ経緯と工夫・困難について

(1) 小規模化に取り組んだ経緯

小規模化に取り組んだ経緯としては、①設立当初から小規模ケアを実施していたところのほか、②施設長の交代による実施、③子どもの入所理由

の変化による援助困難性(大規模集団養護の限界)にともなう実施、④本体施設自体の老朽化による改修・新築にともなう実施、⑤地域小規模児童養護施設制度の創設による実施、⑥自立支援の必要性にともなう実施、⑦子ども自身の声（どう家庭をつくるって良いか分からぬ）による実施、の7点があげられていた。小規模化導入にあたっては、施設長のリーダーシップのもとに実施が進んだところと、職員による研究会をもうけたところの双方があり、建物の構造上の事柄（トイレの個数など）については、子どもの声を積極的に取り入れた施設もある。

(2) 小規模化導入の際の工夫

小規模化導入の際に工夫した点については、①環境、②ホームメンバー、③子ども、④職員、⑤子どもと職員の関係性、⑥その他、の6項目があげられていた。

「環境」については、住環境と食事環境についての2種類の工夫がある。住環境の工夫としては、a. 子どものグルーピング、b. 子どもの日常生活空間づくり、c. 緊急時対応、d. 孤立化の予防、e. 地域とのバランス、の5点がある。また、食に関する環境の工夫としては、食事の提供方法を転換したり（半調理へ移行のケースもあれば、買い物から調理まで職員がおこなうケースもある）、食事をとる雰囲気づくりをしたりするということがあげられている。

子どものグルーピングについての工夫では、小規模化により男女別横割りから男女混合縦割りへと変化したケースで、男女の居室の区切りを明確化すること（トイレをはさんで配置、フロアで分けるなど）があげられている。また、1居室あたりの定員（個室や2名部屋）や1ホームあたりの定員（最小4名）を減少させる工夫もある。全体的に居室定員を減少させるとともに、中高生など高齢児の居室定員を1～2名などさらに下げるようしている。また、年齢を問わず、個室化を実施しているというケースもある。

子どもの日常生活空間づくりへの工夫としては、

一人ひとりの子どもがくつろげるスペースを確保できるような居室空間づくりをしたり、すべての居室に冷暖房を完備したりするなど、子どもの日常生活における居心地の良さを重視した工夫も見られる。施設の新築にあたって建築士自らが施設に住み込み「子どもが」住みやすい居住空間をつくったケースや、備品や建築材（木を多用するなど）を工夫したケースもある。さらに、子どもと職員がともに、互いの様子が日常生活の営みのなかで自然にわかる配置にする、自然にリビングに集うような配置にするといった工夫も見られている。

また、グループホーム（以下GHと記す）を設置している施設では、特に夜間の緊急時への対応職員人数に限界があるため、警報サイレンを設置している施設がある。さらに、本体施設と疎遠になり孤立することを予防するため、内線電話やパソコン、FAXの活用も見られている。

その他、地域の一般家屋を使用する、その地域の景観への配慮をする（フェンスを低くするなど）、地域にとけ込み地域住民が気軽に入ったり通り抜けたりできるようにする、といった工夫もある。

食事環境の工夫としては、小規模化にともなって、食事づくりについて変化が多く見られている。小規模化により半調理に転換したところと、担当職員が買い物から調理まで担当するようになったところの2種のタイプが見られている。どちらのタイプにおいても、子どもの将来を見据え、個々の子どもがそれぞれのライフステージに応じて必要な生活技術を身につけられるよう、食事準備・片付けなどの手伝いを自然に行うなかで、日常生活をとおした支援が行われている。

「ホームメンバー」についての工夫としては、異動職員・子どもの慎重な選定をするということがあげられている。たとえば、措置決定にともなうアセスメントがある。入所する子どもにとって、また在園児との関係性にとって本体施設とGHのどちらが適しているかというアセスメントを多角的におこなっている。また、初めてのGH導入の際には、GH導入が円滑に進むようベテランとそ

の担当児童を移動する、反対に本体施設の延長とならないよう経験年数の浅い職員を中心に配置するといった工夫もある。

「子ども」についての工夫としては、a. 小規模化に関する子どもの理解、b. 自立支援・家庭支援、c. 本体施設との関係性の3点がある。小規模化に関する子どもの理解を深めるために、小規模化やGHの導入に際して子どもへの説明会を実施し、GHの意味や小規模化の意味を考える機会をもうけているケースがある。また、高齢児に関しては毎年中高生向けの合宿を実施し、そのなかで卒園生の話も聞きながら自立支援とGHでおこなっていることの意味について考えるといった試みも見られている。

自立支援・家庭支援に関する工夫としては、小規模化導入にあたって生活上のルールを撤廃したり、GH導入にあたって地域の一員としての生活を重視したり、できる限り早期の家族の再統合を目指したりといったものがある。

本体施設との関係性については、GH導入によって本体施設との交流を絶つではなく、日常的なかかわりや行事などにおいて交流できるように工夫している。

「職員」についての工夫としては、a. コンセンサス、b. 職員の採用・配置、c. 職員の役割分担、d. 職員同士の関係・連携、e. 職員の負担軽減、f. 地域生活、の6点がある。

小規模ケアに実際に携わるのは、児童指導員や保育士といった直接援助職員を中心とする全職員である。このため、小規模化導入のためには全職員のコンセンサスをえることの重要性があげられている。

また、職員の採用や配置については、小規模化導入により職員の住み込み制や夫婦制を導入したケースがみられる。家庭生活に近づけるため、子どもが「今日の泊まりはだれ？」と聞かなくなることが目標であるとする施設もある。さらに、孤立化しやすい小規模ケアのため、日常生活援助の経験者を採用するといった工夫もみられる。

職員の役割分担についての工夫としては、性別

による役割分担（父親役の男性職員、母親役の女性職員、祖母役としての調理員）、職種による役割分担（児童指導員がソーシャルワークをし、保育士が日常生活援助、心理職による日常生活援助をとおしてのかかわり、家庭支援を家庭支援専門相談員へ一任、など）といったものがある。

職員同士の関係・連携については、部会活動とともに、打ち合わせや会議をともにするといった機会をもうけ、GHと本体施設の職員が離れないよう工夫している。

職員の負担軽減についての工夫としては、なんとか決まった休日日数だけは確保する、園内保育所や園内病児保育所を活用する、学生宿直バイトを雇用する、実習生やボランティアを受け入れる、といった勤務時間減についての工夫がある。また、調理サポート職員を配置する、本体施設で子どもをレスパイトするといった業務にかかる負担減の工夫もみられている。さらに、孤立化による職員の精神的負担を予防するため、日誌を施設長や主任クラスの職員に回覧したり、スーパービジョン体制を整備したり、職員会議等で相談しやすい体制・雰囲気づくりに努めたりといった工夫がある。

地域生活については、職員も地域の一員として生活したり、地域役員やPTA役員などを積極的に引き受けるなどの工夫が見られている。

「子どもと職員の関係性」についての工夫としては、入所に先駆けて担当職員が子どもに会いに行くようにする、子どもの担当を代えない、密室化しないようにする、といった工夫がある。入所に先駆けての一時保護所等での面会では、担当職員に会い、その職員が入所日の宿直を行うといった工夫により、子どもの安心感を高める、子どもに「待っているよ」というメッセージを伝えるという意図がある。また、男女混合縦割りにより子どもの担当を原則的に代えずにかかわることができるようにしたり、小規模化により職員が互いの問題や課題が見えにくくなるという小規模化のデメリットを予防したりする工夫が見られている。

「その他」の工夫としては、小規模化にともな

って金銭管理をホーム単位にする、子どもの権利擁護のため意見箱を設置する、ホームが「ミニ施設（大舎制をそのまま小規模にしたグループ）」とならないようにする、小規模を大切にしながら集団だからこそ持っているメリットを持ち続けられるようにする、といった工夫がある。

（3）小規模化導入の際の困難

小規模化導入の際の困難については、①施設改修・新築、②食事、③子ども、④職員、⑤子どもと職員の関係性、⑥家庭と職員の関係性、⑦地域住民との関係性、⑧費用、という8点がある。

「施設改修・新築」についての困難としては、希望した木造建築ができなかった、適当な物件を探すことが難しいという点があがっている。

「食事」については、食材の買い物や調理をGHですると良いが現実には難しいという意見の一方で、職員が買い物や調理することになったのが困難であったという意見がある。後者については、栄養士がホームに入り、調理の仕方を職員が学ぶことができるようになることで解決している。

「子ども」についての困難としては、a. 生活そのものの変化による子どもの動搖、b. グルーピングについての2つがあげられている。子どもの動搖としては、年長児からの威圧がなくなったことで、小中学生から「(幼児が)言うことをきかなくなった」という声が聞かれた時期があったというケースや、ベテランの職員からGHへ配属したことで子どもがベテラン職員についてGHへ移りたがったケース、男女混合縦割り制になることで子どもが身の処し方が分からず一定期間動搖したケース、都合の良いときに都合のよい人がいるという状況（大舎では担当者がいなくとも自分の求めるときにしてもらいたいことを頼む誰かがいた）だったため小規模導入後の一定期間子どもが落ち着かなかつたケースなどがある。しかし、これらは導入当初は困難であった半面、子ども集団の中での力関係による威圧の減少、子どもが個々の時間を過ごし個々の生活をつくることのできる力の増加（集団で動くのではなく）などにつなが

ったととらえられている。子ども集団の中での力関係の減少は、施設内で繰り返されている威圧関係の悪循環（強者が弱者を威圧し、弱者が将来威圧する側にまわるという悪循環）を減じることにもつながると考えられるため、子どものライフステージにおいても利点であると考えられる。また、グルーピングについては、導入時に横割り制で開始したが、本体施設時代のメリットがなくなり、地域からも年齢による生活拠点の移動はおかしいとの意見があるなどして男女混合縦割り制に変更したといった困難があげられている。

「職員」については、a. 職員の勤務体制、b. 職員の抱く違和感、c. 職員サポート、の3点がある。職員の勤務体制に関する困難としては、住み込みの負担や公休確保のためにGH担当職員以外がカバーすることがあげられている。また、職員の抱く違和感については、小規模化により施設の子ども全体を見渡すことの困難さを職員が感じたことがある。しかし、これはのちに個を見るとの重要性への気付きへと発展している。職員サポートについては、スーパービジョン体制やGH職員のバックアップ体制の充実の困難さがあげられている。

「子どもと職員の関係性」については、職員と子どもの距離が近くなるので、適切な距離のとり方が難しいこと、「家庭と職員の関係性」については、職員と子どもの関係に保護者が嫉妬することがあるといった困難がある。家庭との関係性については、家庭支援専門相談員との役割分担により解決している。

また、「地域住民との関係性」については、施設の移転にともなう地域住民の激しい反対があつたことがあげられている。

最後に、「費用」については、資金的な問題で実現できないことがある、全ての子どもを小規模へと移行することが経済的に難しいといった困難が指摘された。

2. 小規模化のメリット・デミメリットについて

(1) メリット

1) 子どもに関するメリット

子どもに関するメリットとしては、①「子どもの変化」、②「子どもからの肯定的評価」、③「かかわりの質の変化」、④「生活の変化」、⑤「家庭からの肯定的評価」、⑥「地域との交流」の6点があがっている。

「子どもの変化」に関するメリットとしては、子どもに落ち着き、やさしさ、物腰の柔らかさなどがみられるようになり、なかには「急激に落ちついた」との回答もある。子どもの落ち着きという点では、幼児が早朝から起きだすことや夜泣き、子ども同士のケンカや職員や施設の建物備品への乱暴、学校でのトラブルなどが減るという目に見える形での変化としてあらわれているケースもある。さらに、自主性、積極性、主体性といった人格形成上の発達に、小規模化は良いという意見もある。子どもが物質的にも精神的にも自分のスペースを持つことができるようになったことから、プライバシーや自己領域に関する意識が自然と高まったり、生活空間づくりの工夫をするようになるケースもある。

また、男女混合縦割りというグルーピングになったことで、全員がきょうだいのように助け合って生活する姿も見られている。職員や他児との安定した人間関係のなか、中高生が年少児を可愛がるようになったり、「自分たちの家」であるという帰属意識の芽生えによって自発的な手伝い（食事の準備、後片付け、調理、掃除など）が増加したりすることもメリットとしてあがっている。このほか、地域の人々をはじめとするお客様を「お招きする」という意識や方法が子どもたちに芽生えたり、生活体験のなかで経済観念が自然とつくといったメリットもある。

「子どもからの肯定的評価」についてあげられたメリットとしては、小規模化に慣れた頃から「本体施設より自由度が高く居心地が良い」「食事がたのしみ」といった、生活する子ども自身からの意見がでてきていることがあげられる。小規模化により時間、空間、人間関係などさまざまな面で自

由度が増したことにより、小規模化当初は戸惑いを見せていました子どもも含めて、半年から1年半後には居心地が良いという感想に変わったようである。また、小規模化により、調理方法や食事のとり方の変化があったことから、食に対する関心や食事時間の楽しみなどが増しているといったメリットもあげられている。

「かかわりの質の変化」として特に、職員が一人ひとりの子どもを個としてとらえることができ、その子どものニーズに応じて必要なものごとを必要なときに提供しやすくなったというメリットが多くあげられている。子どもも個人として大切にされていることを感じたり、退行も含めて自分を出すことのできる「場」と「とき」をもつこができるようになったりしている。

「生活の変化」については、生活が一般家庭に近いことから、自然と生活に必要な能力（家事全般や近隣との関係など）を修得することができる事がメリットとしてあがっている。日課がゆるやかになったり、当番制を廃止したりという変化も肯定的に評価されている。また、生活そのものの変化にともなって、「もったいない」という意識や、感謝する心が芽生えること、日常的な会話が自然と増えることなども利点である。

「家庭からの肯定的評価」としては、小規模化により同じ職員がいること、面会がしやすいこと、近隣とも親しくなれることなどにより、子どもの保護者が安心感を抱くというメリットがあげられている。そして、安定したかかわりのなかで、親自身が「大事にされている」と感じるというケースもある。なかには、外泊時に子どもの生活能力が高まっていることに気づき、家族の再統合に至ったケースもでてきている。

「地域との交流」としては、施設の子ではなく、「地域の一員」として地域行事、近所付き合いなどができることがメリットとしてあがっている。また、小学生を中心として学校の友人との関係においても、特にGHでは施設敷地外に生活拠点があるため、本体施設と比較して友人を気軽に招待しやすかったり（日常的、あるいは誕生日会など）、

年賀状の平均枚数が本体施設の子どもよりも多くなったりする傾向も見られているという。

2) 職員に関するメリット

また、職員に関するメリットとしては、①「職員の変化」、②「かかわりの質の変化」、③「生活の変化」、④「地域との交流」の4点があげられている。

「職員の変化」に関するメリットとしては、生活の時間、空間、人間関係などあらゆる点での余裕が生まれたことから、管理から「子どもと生活する」職員へと変化したというメリットがあげられている。また、子どもとの赦して受け入れあうという経験により、職員自身も育っているというケースもある。

「かかわりの質の変化」としては特に、一人ひとりの子どもとのコミュニケーションを丁寧にとることができるということがあげられている。自然と一人ひとりの名前を呼び、話しかけることが多くなるため、より深くあたたかいコミュニケーションへとかかわりの質自体が変化している。このため、子どもの要求をとらえやすくなり、個々のニーズに応じやすくなっているようである。

「生活の変化」については、子どもだけではなく、職員もリビングでそれぞれのペースで過ごす時間が増加したことから、子どもといろいろな話をするようになったというメリットがあがっている。また、小規模化により、引継ぎや報告に要していた時間が不要になったというケースもみられている。

「地域との交流」としては、職員も地域の一員として地域行事や近所付き合いをするため、近隣の家との行き来が増えるというメリットがあげられている。

(2) ディメリット

1) 子どもに関するディメリット

子どもに関するディメリットとしては、①「子どもの変化」、②「人間関係」③「子どもの安心・安全」、④「退園児」、⑤「地域との関係」、⑥「財

源」、の6点があげられている。

「子どもの変化」に関するディメリットとしては、小規模化により、大倉制の頃のようにいつでも遊び相手がいるといった状況から変化したこと、『家』という概念が人との交わりを隔絶したような印象を持つ子ども（特に幼児や小学生）がいることがあげられている。また、小規模化の影響か否かは定かではないが、集団遊びが減ったため運動能力が低下しているように感じるとの意見もある。

「人間関係」については、特に、人間関係が密になることにより、お互いに指摘し合い過ぎてしまったり、人間関係がこじれると息苦しかったり、子どもも職員とともに逃げ場がないといったことが多くあげられている。また、受けてきた虐待が重篤な子どものなかには、ホーム内の人間関係を乱してしまうケースもあり、本体施設に戻さねばならないことがあったこともディメリットとしてあげられている。このほか、男女混合縦割り制にすることで、性的な問題が起きやすくなっているということもあげられている。

「子どもの安心・安全」に関しては、中高生を中心として、子どものボイフレンドなどがしつこく押しかけるなどといったことがあると、施設敷地外にあるGHなどでは子どもを守り切れないといったディメリットがあがれている。また、職員の力量とバックアップ体制がなければ、子どもが安心して暮らせる場所にはならないとの意見もある。

「退園児」については、施設の改修・新築によって退園児が施設へ帰ってきにくくなったり、彼らの思い出や思い入れを壊してしまったりするというディメリットがあげられている。このため、入所している子どもとともに、退園した段階にある子どもへの配慮も重要である。

「地域との関係」については、施設の移転やGHの新設について、地域社会からの偏見や反対が大きいといったケースがある。

「財源」についてのディメリットは、特に人件費があげられている。また、小規模化では設備備

品等も生活単位数分必要なため、そういうものに関する経費についてもディメリットとしてあげられている。

2) 職員に関するディメリット

職員に関するディメリットとしては、①「人間関係」、②「職員」、③「財源」、④「安全」、の4点があがっている。

「人間関係」から感じられるディメリットとしては、子どもに関するディメリットと同様、人間関係が密になるため、お互いに指摘し合い過ぎてしまったり、人間関係がこじれると息苦しかったり、子どもにとっても職員にとっても逃げ場がないといったことがあげられている。また、職員自身に、たとえば人間関係の密になることによる過干渉や感情移入など、自分が子どもの親ではないという意識が薄くなる傾向がある。

「職員」に関しては、小規模化により人手が不足することから、勤務時間が増大するといったディメリットがあがっている。幼児については園内保育所や病児保育所など、日中の休み時間も確保したり、休日だけは確保したりするようになど、さまざまな試みがなされているが、それにもかかわらず人手が足りない。また、特にGHでは、職員の孤立感、負担感（勤務時間、宿直回数、住込み、調理）による心身のストレスの増大がディメリットとしてあげている。このため、スーパービジョン体制を整えることが必要となってくるが、その体制の確立も困難である。さらに、GHでは本体施設の職員との交流が希薄化しがちであり、課題・問題を共有することが難しいというディメリットもあがっている。

「財源」では、人件費をはじめとする資金が足りないことがあげている。

「安全」については、特に施設敷地外に立地するGHでは、緊急時の安全確保が難しいことがあげている。

またこれらのほか、子ども・職員の双方について、「困難」はあるが「ディメリット」は特に感じないといった意見もある。

3. 小規模ケアのなかでの食事時間中の会話、食事後の過ごし方について

(1) 食事時間中の会話（2006年度調査のみ）

小規模ケアにおける食事時間中の会話としては、そのグループやホームによるとの回答であった。日常生活のなかで自由に話をしているところもあれば、グループによってはその日あったことを発表しあうなど、さまざまであり、施設として決まった会話の内容等はない。小規模ケア導入による変化としては、具体的に食事時間中の会話が変化したという意見はないが、調理方法や食事のとり方を変えたり、食事時間を大切にするようにするなかで、子どもから「食事が楽しみ」という声が聞かれるようになったという変化があげられている。

(2) 食事後の過ごし方（2006年度調査のみ）

食事後の過ごし方についても食事中の会話と同様、施設として決まった過ごし方はない。小規模ケアを導入することによって、そのグループやホームごとに入浴の時間が決まっているところもあれば、ほとんど何も決まっていない（その日の状況による）というところもある。このため、食事時間後の過ごし方の具体的な変化についての意見はないが、入浴や宿題など家庭でも普通に行われていることがそれぞれのホーム、それぞれの子どもの生活のペースや年齢に合わせて行われている。

4. 小規模ケアの方向性や課題について

小規模ケアの方向性や課題にとしては、①「施設の整備」、②「子どものグルーピング」、③「職員の知識・技術」、④「職員へのサポート」、⑤「自立支援」、⑥「家庭支援」、⑦「地域支援・地域との協働」、⑧「財源」、⑨「小規模ケアそのものについて」、の9点があげられている。

「施設の整備」については、施設ではいくらユニット化しても施設色が濃くなるため、地域小規模児童養護施設を増設したり、地域の人が誰でも

入ってきやすい井戸端的な空間へ整備したりするという方向性があがっている。そのほか、子どもたちが公認の火遊びができるような釜をつくってパンやピザを焼くことができるようになるなど生活のゆとり部分の整備もあがっている。

「子どものグルーピング」については、一人ひとりの入所児童が生活する場の選定についてアセスメントの充実をはかることがあげられている。その際、「本体施設はGHでは難しい子どもをケアする」、「虐待や障害などさまざまな子どもの課題も検討してグルーピングする」など、グルーピングの根拠や基準などを検討していくことが課題として出ている。また、現行のユニットを改編し、さらに小規模グループにするという方向性も出ている。

「職員の知識・技術」については、まず、職員の養成があがられる。近年の新任職員は社会的常識や家事遂行能力が不足していることがあり、狭い範囲でしか子どもとのかかわりをもつことができないといったケースもある。また、職員は日常生活のもつ力を活用して支援をおこなう必要がある。このため、職員養成が課題である。また、小規模ケア特有の人間関係（日常的に顔をつき合わせる距離なので、人間関係がこじれると息苦しいということ）を職員が理解して関わることができるようにしていく必要がある。また、小規模ケアを実施していくなかで、子どもが「今夜の泊まりは誰？」と聞かなくなることが小規模化の課題（目標）であるとの回答もある。日常生活の持つ力の意図的活用と、それを感じさせない家庭的な雰囲気づくりの双方が職員には求められている。

「職員へのサポート」としては、特に児童養護施設職員の職員に合った労働基準法や職員配置基準へと改革していくことが多くあげられている。そしてそれにともなって、職員の労働に見合う費用についての検討も課題である。さらに、GH職員自身の負担軽減のための体制として、本体施設からGH職員へのバックアップ体制、GHのスーパービジョン機能の充実、会議やパソコンなどを活用した本体施設とGHの課題の共有などが課題

としてあげられている。

「自立支援」については、小規模ケアをとおして子どもが「家」や「家庭」に対するイメージを転換できるようにすることがあげられる。また、全ライフステージの子どもに対し、子どもたちが地域に帰っていくことを想定したかかわりを重視することが課題としてあげられている。たとえば、施設特有の生活習慣などを廃止したり、施設内で何もかもが完結しないよう散髪屋もボランティアが来園するのではなく、子どもが店に行きお金を払うという体験を日常的にできるようにしたりしているケースもある。このため、本体施設をトリートメント機能を重視したものとし、外に子どもを出していく場としていたり、3～4名の子どもに職員2名くらいを配置したトリートメント型GHの構想をもっていたりするケースもある。また、入所している子どものみではなく、退園後、中卒・高卒でつまずいた子どもへの支援、大学進学などの進路に関する課題も多いということである。このため、施設を退所したあと、安心して帰ってこられる場の確保も課題としてあげられている。

「家庭支援」としては、家族を再統合していくための取り組みが課題としてあげられている。子どもが施設へ措置されたあと、そこからいかに回復していくかを考えたシステムづくりが今後の課題としてでている。また、新築予定の本体施設をユニット化し、家族の再統合ができるような設備を備えているケースもある。

「地域支援・地域との協働」については、ホームを地域内に点在させることをとおして、地域内で子ども家庭福祉を支える場になることが課題としてあげられている。入所している子どもが地域に根づき、地域から支えられるとともに、点在しているGHも地域に根づき、地域のニーズに対応できるようにすることが重視されている。また、本体施設も含めて地域の人が気軽に足を運んでくれる施設への転換が課題としてでている。さらに、地域のネットワークづくりをする人材の確保も課題としてあげられている。

「財源」としては、子どもへの支援に必要な軽費、職員の入件費、新たなGHの新設費などがその課題としてあげられている。措置費自体が、生活規模の大小にかかわらず同じであることへの疑問もあるが、同時に施設形態だけ小規模にすれば増額となると子どもの生活の向上にはつながらないため、ソフト・ハード両面の適切な評価が必要であるとの意見もある。

「小規模ケアそのものについて」は、ただ形態のみ小規模化することへの危惧があがっている。小規模ケアへ転換し、生活が落ち着くと、惰性で生活が流れてしまうという危険性を認識し、伝統や慣れに流されず、子どもにとって意味があるのか否かを問い合わせし、必要に応じて仕切りなおしていくことが重要であるという意見がある。また、小規模ケアに転換することにより、ケア担当職員へすべての責任を委譲してしまうという危険性も課題としてあがっている。このため、施設としての責任は施設長、ホームの責任はケア担当職員に委ねるといった実践経験に基づいた有効なノウハウを構築していくことが、今後的小規模ケアの実施には必要であるとの課題もあがっている。

5. 小規模ケアに用いられている建物・設備について

小規模ケアに用いられている建物、設備としては、従来から使用してきた建物で小規模ケアを実施している施設では、生活単位ごとにキッチン、風呂、玄関等を設置し、1部屋の居室定員を減らしている。しかし、生活に必要な設備を入れ、居室定員を減らすことにより、建物の広さによっては1ユニット内に子どもの居室がおさまりきらないケースもあり、子どもの居室の一部をユニット外（本体施設内）のフロアに設けるなど、一人ひとりの子どもの占有面積とユニットごとの占有面積の確保の工夫をしているところもある。

また、比較的新しく建設したところでは、①個としての子ども、②集団としての子ども、③地域、④建物や設備、⑤小規模化への支援体制、などへ

の工夫が多く見られた。「個としての子ども」についての工夫としては、一人ひとりの子どもの居室を個室化あるいは少ない居室定員にする、子どもの隠れられる場をつくる（プライバシーへの配慮と子どもの情緒の安定のための配慮のため）などがある。また、「集団としての子ども」については、子どもが必ずLDKを通って自分の居室に入るなど動線の工夫、ダイニングやりビングなど皆でくつろぐことのできる空間づくり、テラスやバルコニーの設置、といった工夫が見られている。「地域」については、地域に開かれている建物づくり（小舎の配置を工夫する、柵を取り払う、地域交流の場を設けるなど）地域に圧迫感を与えない（地域の周りの家屋に溶け込む）建物づくりに関する工夫がある。さらに、「建物や設備」については、建物や設備に木や竹といった素材のぬくもりを多用する、吹き抜けにより明るさを高め、皆の生活の息遣いを感じられる建物にする、照明の色合いを優しいものにする、天井の高さを高くし圧迫感をなくす、植える樹木や花で日光や温度の調整も兼ねる、などといった工夫が見られている。さらに、「小規模化への支援体制」としては、本体施設にレスパイト室や親子宿泊訓練室などを設けたり、2ホーム（ユニット）を宿直室でつなげ宿直による職員の負担を軽減したりといった工夫がある。

小規模化により、小規模化以前と比較して、人數的にも空間的にも「ゆとり」をもって「地域で行われている生活体験」を「地域とともに（地域の一員として）」自然と体験できるよう、さまざまな工夫が模索されている。

D. 考察

小規模ケアを実施するうえで、もっとも重要なことは、「日常生活の自然な営みのなかで」、「個々の子ども」にいかに自立支援をおこなっていくかということであろう。施設敷地から離れ、グループホームの形に近くなればなるほど、子どもたちの生活は地域の家庭での生活に近くなり、それは子どもたちが退所後に帰っていく地域生活に近く

なることを意味する。しかし、それとともに担当職員の肉体的・精神的負担は増加しかねない。このため、小規模ケアのノウハウもなく、職員へのサポート体制が確立されないまま、形態のみ小規模化しただけでは、子どもと職員双方に悪影響を及ぼす危険性があることも事実である。

今回の調査ではヒアリング対象施設の取り組みから、前述のとおり小規模ケアには子どもたちにさまざまなメリットがあることが明らかとなった。また、小規模ケアの成功の秘訣として、①慎重なグルーピングの実施、②自立支援に向けた日常生活の意図的活用、③子どもと職員がともに地域の一員となること、④職員へのサポートの拡充（職員養成も含めて）、が重要なポイントであることが

明らかとなった。一方で、労働基準法や職員の配置基準、財源など、多くの課題が残されている。また、これからの方針として子どもの家庭への支援、地域のニーズへの対応、退園児への配慮といった課題もあげられている。

今後、これらの実践例をとおして、小規模ケアのノウハウを共有すること、またその一方で一つひとつの家庭が特有であるように、その施設、そのホーム個々の生活をつくりあげていくことが重要であると考える。さらに、労働時間や職員の配置基準など、児童養護施設の実情に合っていない実態を改善し、小規模ケアに必要な体制を整えていくよう働きかけていくことも重要である。

児童養護施設の建築学的評価に関する研究

中山 豊 井上 寿 下泉秀夫 庄司順一

A. 研究目的

既存の児童養護施設に対する建築評価を行うことにより、現状での課題を抽出し、今後の建築計画上の指針を提案することとした。

B. 研究方法

(1) 施設形態から見た児童養護施設の分析

2004年に実施された「児童養護施設 施設建物実態調査」(下泉)¹⁾の二次分析を行った。全国の児童養護施設532施設中343施設から得た回答のうち有効データとして339施設のものをクロス分析した。なお、下泉による調査では「処遇形態」という用語が使用されていたが、本研究では、施設形態という用語を統一的に使用しているため、これを置き換えて使用した。

(2) 建築評価

2005年度、2006年度に実施した質問紙調査並びにヒアリング調査において収集することができた児童養護施設の図面等の建築的データの分析を行い、建築評価を行った。

C. 結果

1. 施設形態から見た児童養護施設の分析結果

(1) 施設形態

施設形態別に施設数でみると(表1、図1)大舎制64.6%が圧倒的に多いことがわかる。グループホーム20.4%、中舎制19.2%、小舎制17.4%となっている(複数回答)。

各施設が調査時点(平成16年)で養育していた児童数は、18,012人であるが、これを施設形態別に推計すると、大舎制51.4%、中舎制17.5%、小舎

表1 施設形態の割合

	1 大 舎 制	2 小 舎 制	3 中 舎 制	4 グ ル ー ム	5 そ の 他	0 無 記 入	合 計
施設数	219	59	65	69	11	2	425
%	64.6	17.4	19.2	20.4	3.2	0.6	125.4

※339施設による複数回答

図1 施設形態別割合

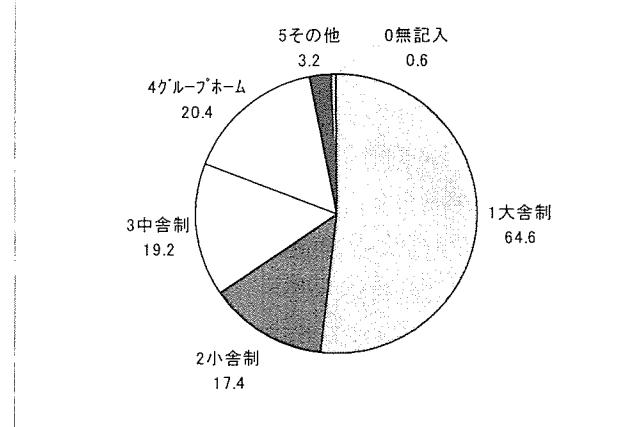
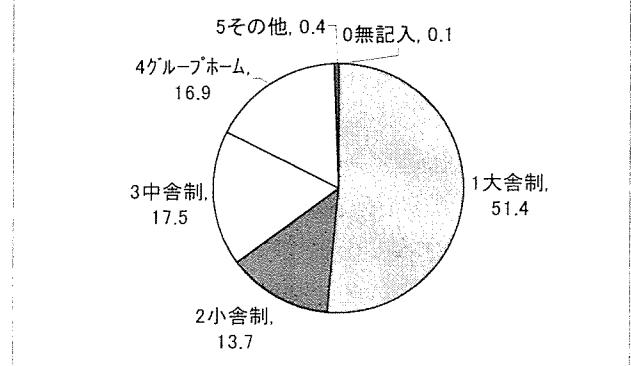


図2 施設形態別児童数(推計%)



制 13.7%、グループホーム 16.9%である(各施設は、複数の施設形態をとっているため、施設形態別の人数は明確に回答されていない)。

(2) 個室の有無 (図 3, 図 4)

中高生の居室の個室の割合は、「すべて個室」は、中学生で 4.4%、高校生で 18.4%であり、「一部以外は個室」まで含めると、中学生で 24.9% (4.4 + 20.5)、高校生で 46.4% (18.4 + 28.0) である。

これを施設形態別にみると、「すべて個室」または「一部以外は個室」の割合は、中学生では、大舎制 17.6% (2.7 + 14.9)、中舎制 25.8% (9.1 + 16.7)、小舎制 31.6% (3.3 + 28.3)、グループホーム 37.6% (4.3 + 33.3) となっている。高校生では、大舎制 38.8% (12.8 + 26.0)、中舎制 50.8% (24.6 + 26.2)、小舎制 52.5% (25.4 + 27.1)、グループホーム 57.9% (21.7 + 36.2) となっている。施設形態が小規模になるほど、個室の割合は多くなっている。

(3) 養育体制 (男女・年齢) (図 6)

男女・年齢の養育体制については、多い順に男女別縦割 37.9%、男女混合縦割 25.6%、男女別年齢別横割 20.1%、年齢別横割 4.6%の順である。

これを施設形態別にみると、大舎制では、男女別縦割 40.9%、男女別年齢別横割 27.1%が多く、合わせて 68.0%が男女別の養育を行っている。中舎制、小舎制では、これらが少なくなり、男女混合縦割が、中舎制で 33.8%、小舎制で 50.0%と多くなっている。グループホームでは小舎制ほどには、男女混合縦割の割合 (35.6%) は多くない。

(4) トイレと浴室の男女別 (図 7, 図 8)

トイレが男女別になっているのは、80.2%、浴室が男女別になっているのは、52.5%である。

これを施設形態別にみると、トイレの男女別は、大舎制 85.5%、中舎制 80.6%、小舎制 68.3%、グループホーム 76.1%、浴室の男女別は、大舎制 58.6%、中舎制 51.6%、小舎制 38.3%、グループホーム 46.4% となっている。施設形態が大きいほど人数が多いことから、男女別のトイレ・浴室となっているが、中・小舎制となるほど、男女共同のトイレ・浴室が増えている。グループホームでは小舎制と中舎制の中間値となっている。

(5) 施設の建築年代 (表 2, 図 9)

各施設内の最も古い児童の居住用建物の建築年をみると、1970 年代が 31.6%、1960 年代が 23.5% と割合が多い。新耐震設計法（昭和 56 年・1981 年施行）以前の建築が 63.6%と半数以上を占めている。

(6) 建替え計画について (図 10, 図 11)

調査時点での建替え計画のある施設に、建替え後の施設形態を聞いたデータでは、グループホーム 29.8%、小舎制 24.5%、大舎制 17.2%、中舎制 12.6% の順である。

これを現況の施設形態別にみると、グループホームを新築する割合は、いずれも 3 割前後 (25.0 ~ 36.4%) で大きな差はないが、大舎制は大舎制への建替えが多く、中舎制は中舎制へ、小舎制は小舎制への建替えがそれぞれ多くなる傾向を示している。

図3 施設形態×中学生の個室

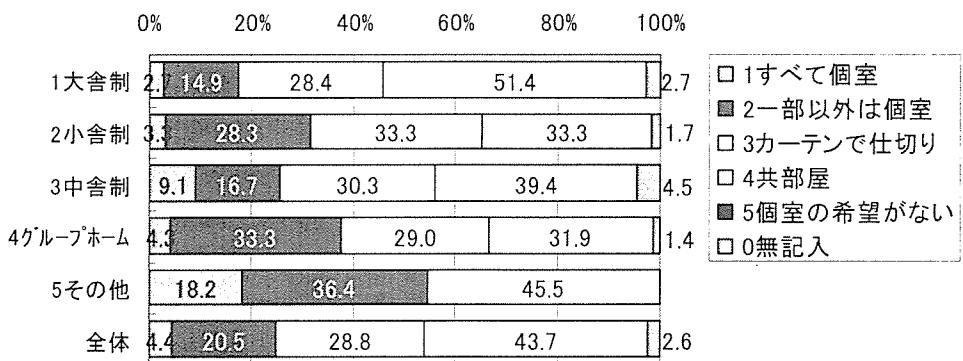


図4 施設形態×高校生の個室

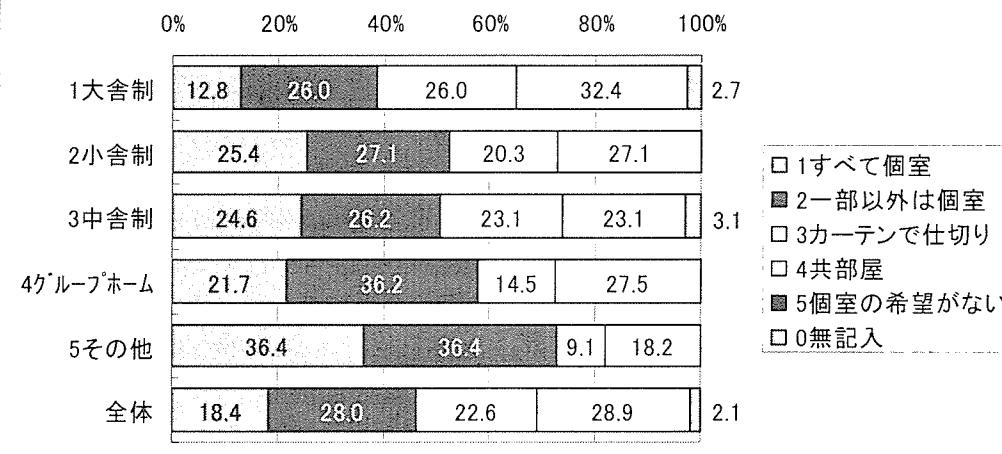


図5 施設形態×居室最低基準面積

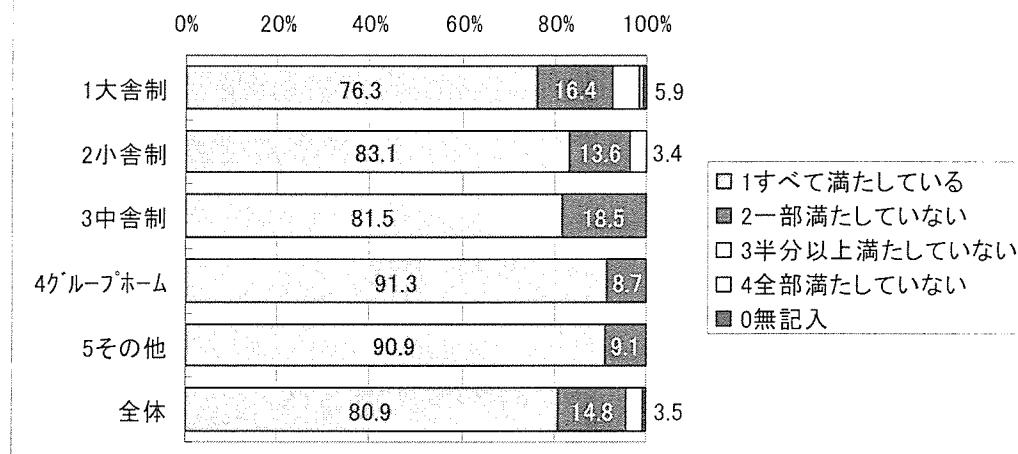


図6 施設形態×養育体制(男女・年齢)

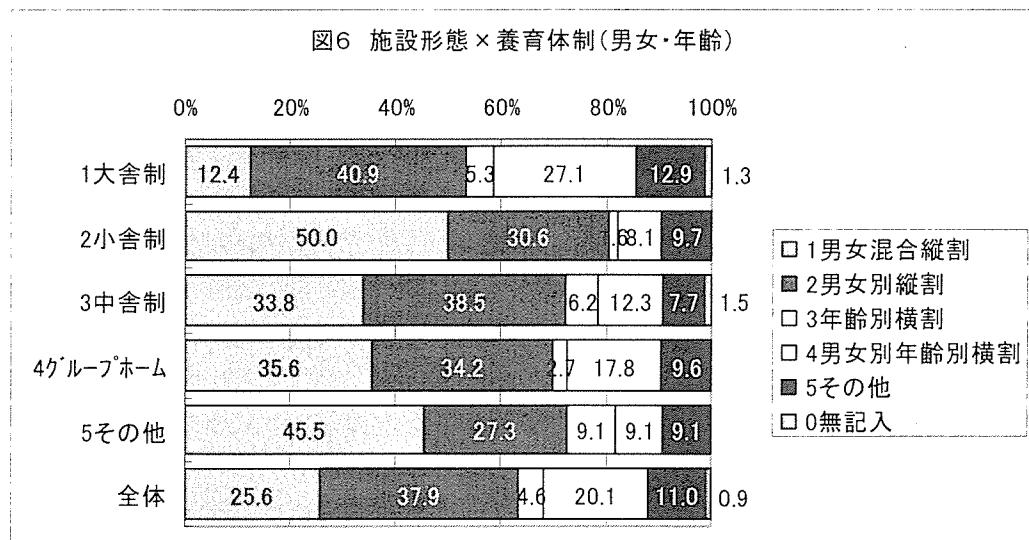


図7 施設形態×トイレの男女別

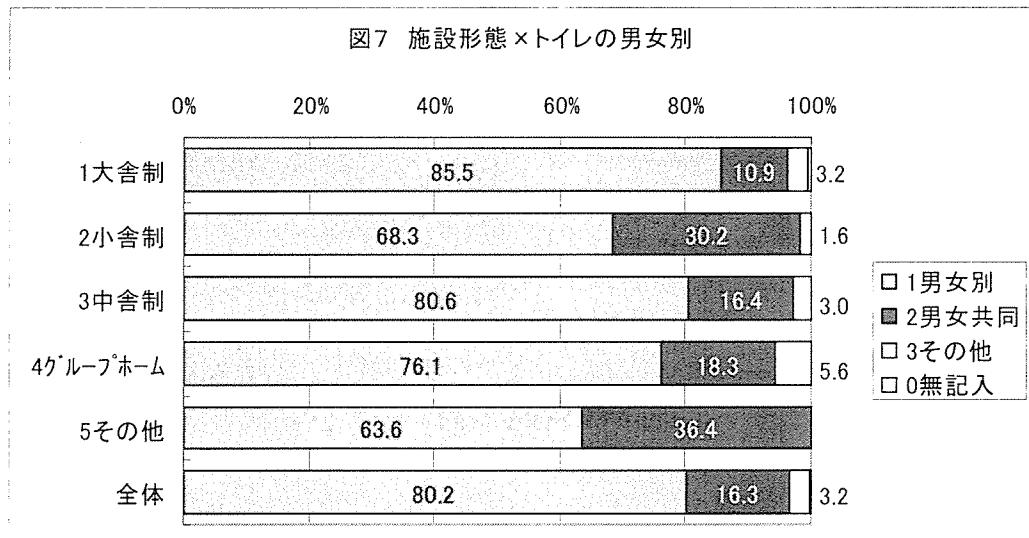


図8 施設形態×浴室の男女別

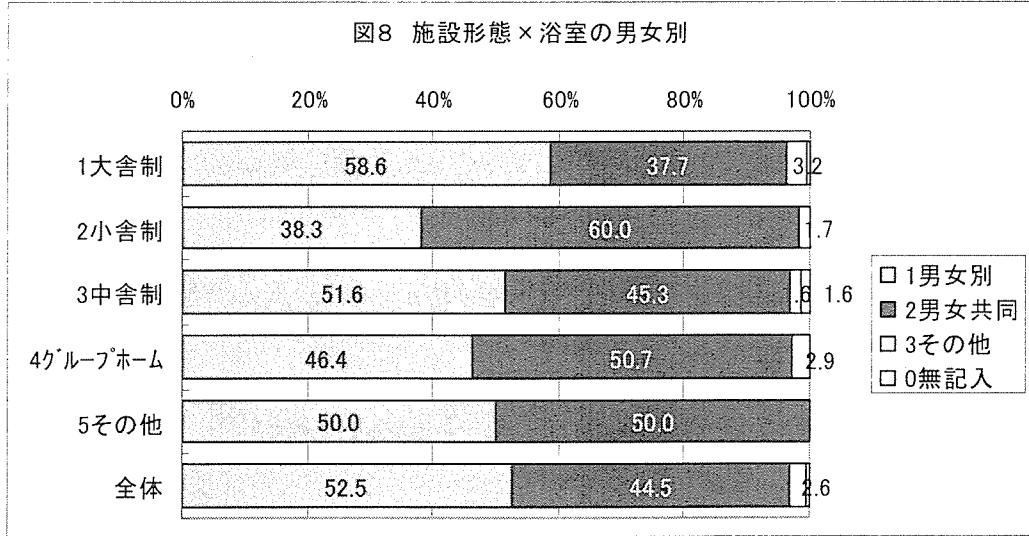


表2 施設の建築年代

建築年代	施設	%	累計%
1949年以前	8	2.4	2.4
1950年代	11	3.3	5.7
1960年代	78	23.5	29.2
1970年代	105	31.6	60.8
1980年代	46	13.9	74.7
1990年代	53	16.0	90.7
2000年代	31	9.3	100.0
合計	332	100.0	
1981年以前	211	63.6	

図9 施設の建築年代

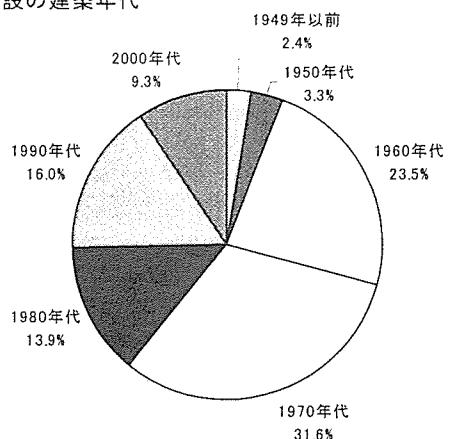


図10 現在の施設形態 × 建替え後の施設形態

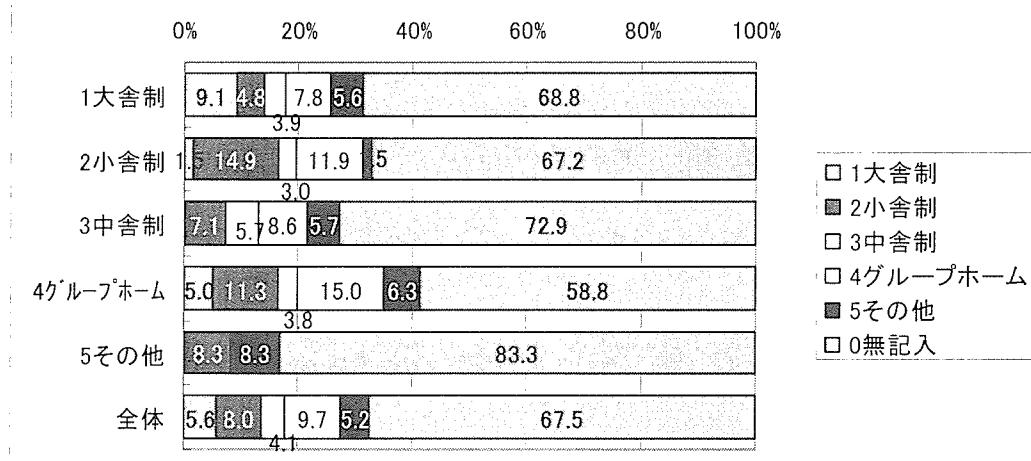
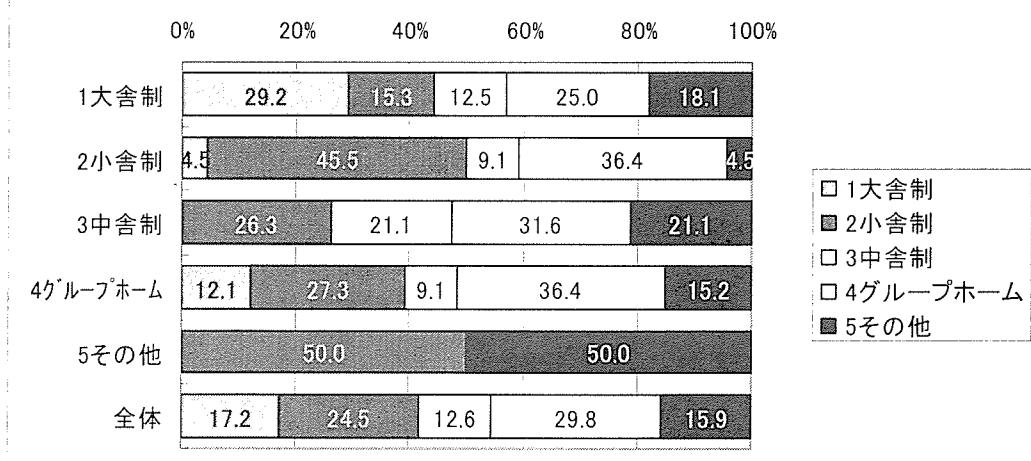


図11 現在の施設形態 × 建替え後の施設形態



(7)まとめ

1) 半数以上の児童は、大舎制で養育されている。

施設形態別に施設数をみると大舎制が 64.6% で圧倒的に多く、グループホーム 20.4%、中舎制 19.2%、小舎制 17.4% となっている(複数回答)。各施設が調査時点(平成 16 年)で養育していた児童数は、18,012 人であるが、これを施設形態別に推計すると、大舎制 51.4%、中舎制 17.5%、小舎制 13.7%、グループホーム 16.9% である。半数以上の児童が、大舎制で養育されており、小舎制は 1.5 割以下である。

2) 施設形態が小規模であるほど個室割合が多い。

個室の状況をみると、「すべて個室」または「一部以外は個室」の割合は、全体では中学生で 24.9%、高校生で 46.4% である。施設形態では、中学生では、大舎制 17.6%、中舎制 25.8%、小舎制 31.6%、グループホーム 37.6%、高校生では、大舎制 38.8%、中舎制 50.8%、小舎制 52.5%、グループホーム 57.9% となっている。施設形態が小規模になるほど、個室の割合は多くなっている。

3) 大舎制では、男女別養育が多く、小規模になるほど男女混合縦割が増える。

男女・年齢の養育体制については、多い順に男女別縦割 37.9%、男女混合縦割 25.6%、男女別年齢別横割 20.1% の順である。施設形態別にみると、大舎制では、68.0% が男女別の養育を行っている。中舎制、小舎制では、これらが少くなり、男女混合縦割が、多くなっている。

4) トイレ・浴室は、小規模になるほど共用が多い。

トイレが男女別になっているのは、80.2%、浴室が男女別になっているのは、52.5% である。施設形態別にみると、施設形態が大きいほど人数が多いことから、男女別のトイレ・浴室となっ

ているが、中・小舎制となるほど、男女共同のトイレ・浴室が増えている。グループホームでは小舎制と中舎制の中間値となっている。

5) 現在の耐震基準以前の建築が 6 割以上を占めている。

各施設内の最も古い児童の居住用建物の建築年をみると、1970 年代が 31.6%、1960 年代が 23.5% と割合が多い。新耐震設計法(昭和 56 年・1981 年施行)以前の建築が 63.6% と 6 割以上を占めている。

6) 現状の建替え計画は、施設ごとに各様である。

調査時点で建替え計画のある施設に、建替え後の施設形態を聞いたデータでは、グループホーム 29.8%、小舎制 24.5%、大舎制 17.2%、中舎制 12.6% の順である。大舎制は大舎制への建替えが多く、中舎制は中舎制へ、小舎制は小舎制への建替えがそれぞれ多くなる傾向を示している。

(8) 小結

以上のデータからは、現状では施設の 6 割以上が、新耐震設計法以前の建築であり、半数以上の児童が大舎制で養育されており、個室の確保は、高校生でも半分以下であるなど、安全やプライバシーの観点から不十分な施設環境であるといえる。小規模な施設形態ほど個室の確保はしやすくなるが、建替え計画では、必ずしも小規模な施設形態とできない場合も多いことを示している。

<引用文献>

- 下泉秀夫 (2004) 「老朽化する児童養護施設－施設調査から」. 子どもの虐待とネグレクト Vol. 6 No. 3 December , 日本子どもの虐待防止研究会

2. 施設の現状についての総合的評価

平成 17 年度実施の質問紙調査及びヒアリング調査を通じて、図面等建築的なデータを入手できた施設について、分析を行った結果、以下のようなデータを得た。尚、データを得られた施設は、31 施設であるが、分析に当たっては有効なデータのみに絞って行った。

(1) 居室の配置と規模

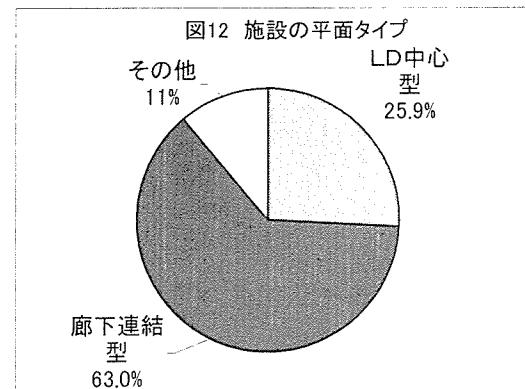
施設の平面プランを LD (リビングダイニング)を中心とした家庭的なタイプの「LD 中心型」、個室が廊下添いに並ぶ寮形式の「廊下連結型」、「その他」に分類してみると、「廊下連結型」が 6 割以上を占め、「LD 中心型」は、2.5 割程度である（表 3, 図 12）。新しい施設は、「LD 中心型」や「その他」が多くなっている。

児童 1 人あたりの生活ユニット部分の面積を算出してみると、 $13.6 \text{ m}^2/\text{人}$ から $33.7 \text{ m}^2/\text{人}$ で、平均は $21.7 \text{ m}^2/\text{人}$ であった。（表 4, 図 13）

児童の居室が個室であるかどうかを居室種別

表3 施設の平面タイプ

平面タイプ	施設数
LD 中心型	7
廊下連結型	17
その他	3
合計	24



でみると、19.8%が個室で、49.7%が 2 人部屋、3 人部屋が、3.2%、4 人部屋が 21.0% であった。（表 5, 図 14）

児童 1 人あたり居室面積を算出してみると、個室の場合で $8.4 \text{ m}^2/\text{人}$ 、2 人部屋で $6.7 \text{ m}^2/\text{人}$ 、4 人部屋で $5.8 \text{ m}^2/\text{人}$ など智尾なっており、一室あたりの人数が多くなるほど 1 人あたり面積は、少なくなっている。全体の平均は、 $6.7 \text{ m}^2/\text{人}$ であった。（表 6, 図 15）

児童 1 人あたりの LDK (リビング、ダイニング、キッチンなど) や学習室などの共用室を算出してみると、 $3.5 \text{ m}^2/\text{人}$ ～ $8.6 \text{ m}^2/\text{人}$ であった。平均は、 $5.7 \text{ m}^2/\text{人}$ である（体育館、多目的ホールなどの居住生活施設といえない部分は含んでいない）。（表 7, 図 16）

表4 児童1人あたり生活ユニット面積

生活ユ ニット部 面積 (m ²)	児童数	生活面 積/児 童数 (m ² / 人)
816.6	60	13.6
918.2	54	17.0
784.5	45	17.4
1,065.8	60	17.8
1,465.4	80	18.3
1,355.0	70	19.4
1,165.0	60	19.4
638.7	30	21.3
1,113.0	50	21.5
900.0	40	22.5
1,398.4	60	23.3
1,252.5	50	25.0
957.9	35	27.4
1,532.5	55	27.9
807.8	24	33.7
平均	51.5	21.7
1,078.1		

図13 児童一人あたり生活ユニット面積

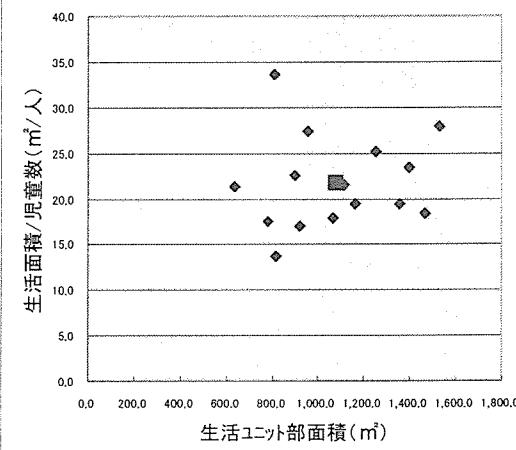


表5 児童の居室種別

居室種別	個室	2人室	3人室	4人室	5人室	6人室	合計 児童数
児童数(人)	170	426	27	180	30	24	857

※17施設、児童数857人のデータ

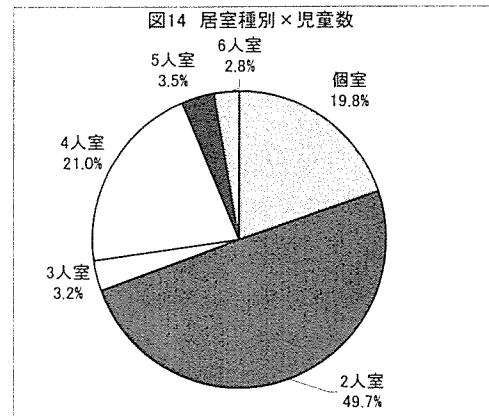


表6 児童1人あたりの居室面積

	個室	2人室	3人室	4人室	5人室	6人室	平均
児童一人あたり居室面積(単位 m ² /人)	7.2 7.7 8.1 9.0 9.9	4.3 5.5 6.0 6.3 7.0	4.1 4.6 6.6 6.4	4.9 6.2	5.1	5.2	
平均値	8.4	6.7	5.1	5.8	4.1	5.2	6.7

※12施設、23タイプに居室のデータ

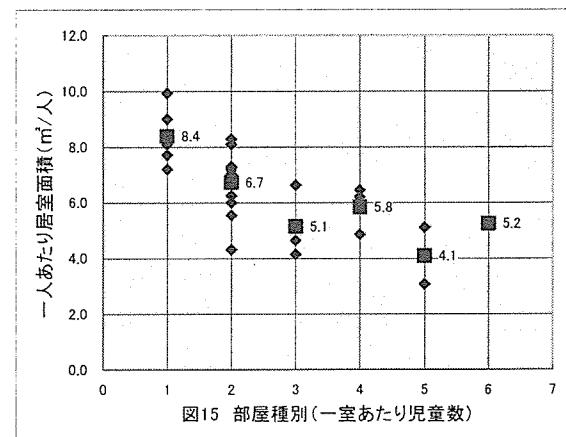


表7 児童1人あたりのLDK等面積

1人あたりLDK等面積 (m ² /人)	児童数
3.5	60
4.3	60
4.7	45
4.9	90
5.5	60
5.7	100
8.4	40
8.6	35
平均	5.7 61.3

※LDK等には、学習室などを含む

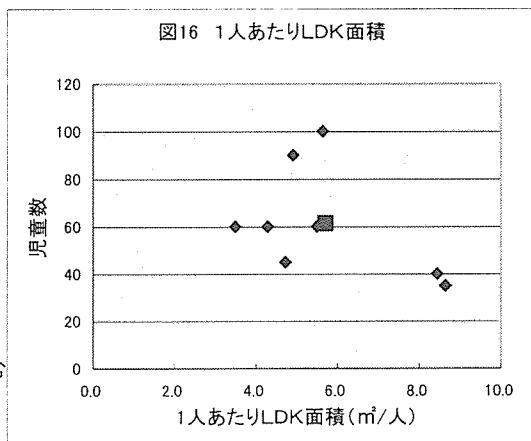


表8 施設の現状と誘導居住水準

基準等		児童1人あたり 住戸専用面積	児童1人あたり 居室面積	児童1人あたり LDK等面積
児童福祉施設最低基準		1居室の定員は15人以下	3.3m ² /人	
誘導居住水準 「都市居住型」 (第8期・H13~17)	乳幼児(3歳未満) 居室	夫婦寝室(8畳)と同 室	—	
	幼児・児童(満4歳 以上11歳以下)居 室	1室2名まで共同使 用可。(共同の場合8 畳、個室の場合4.5 畳)	7.4~9.1m ² /人 (押入れ1間含む)	
	中学生以上(満12 歳以上)居室	個室(4.5畳)を確保	9.1m ² /人 (押入れ1間含む)	
	食事室	5人以上世帯の場 合、10m ² (6畳)		15.1m ² /人 (10m ² /3人 + 7.5 m ² /2 + 16m ² /2)
	台所	4人以上世帯の場 合、7.5m ² (4.5畳)		
	居間	4人以上世帯の場 合、16m ² (10畳)		
	住戸専用面積	6人家族の場合、112 m ²	28.0 m ² /人 (112m ² /4人)	
本調査による児童養護施設の現状			21.7m ² /人	6.7m ² /人
				5.7m ² /人

以上のデータは、今回の調査で平面図等の建築的データが入手できたものに限定され、データとして偏りがあり、古い施設が少なく、良好な施設が多いことが予想されることとは、承知の上で、以下に評価をしてみる。

(2) 児童養護施設の建築評価

児童福祉施設最低基準では、1居室の定員が15人以下で、 $3.3\text{ m}^2/\text{人}$ という数値が定められているが、それ以上の詳細は、定められていない。

国土交通省では、住宅建設計画法に基づいて、国民の住生活を適正な水準に導くことを目的として住宅建設五箇年計画において「居住水準」が定めているが、ここでは、第八期(H13~17年度)の誘導居住水準と本調査のデータを図表⑦で比較してみた。いずれも児童1人あたりの数値に換算した。「都市居住型・誘導水準」と「本調査による現状」を比較すると、住戸専用面積では、 $28.0\text{ m}^2/\text{人}$ に対し $21.7\text{ m}^2/\text{人}$ 、居室面積では、 $7.4\sim9.1\text{ m}^2/\text{人}$ に対し $6.7\text{ m}^2/\text{人}$ 、LDK等面積では、 $15.1\text{ m}^2/\text{人}$ に対し $5.7\text{ m}^2/\text{人}$ といずれも現状が、「誘導居住水準」を下回っている。

特に、居室以外のLDK等に関しては、家庭生活と比較して多人数での生活単位が多いこともあって、1人あたりの面積は非常に少ないといえる。

居室に関しては、「誘導居住水準」では、中学生以上に個室が必要としているが、本調査データでは、個室の割合は19.8%であり、現地視察でも、高校生では個室としている場合が多く見られたが、中学生では、2人部屋の場合も多く見られた。児童福祉施設最低基準では、一律に $3.3\text{ m}^2/\text{人}$ とされているが、幼児、小学生、中学生、高校生と発達段階に伴って、必要となる住空間は大きく変化してゆく。発達に伴って、個室の必要度が高まり、共用室における活動も、室内遊びから運動的な遊びへと活動量が増大し、学習のための空間も必要になってくる。施設の現場では、こうしたニーズへの対応に努力しているが、より明確な指針が望まれるところである。

(3) 地域小規模児童養護施設

近年多くの施設が地域小規模児童養護施設を設置しているが、そこでの施設の現状は、前章あげた本体施設とは、大きく異なっているので、ここに報告する。数値データは、面積の得られた4つの施設のものである。

施設の平面プランは、2階建てがほとんどで、1階にLDKや職員の事務室を置き、2階に個室を配置している。リビングをダイニングと分離している場合や共同の勉強部屋を別に設けている場合も見られる。

児童数は4人から6人程度で、延べ床面積の平均は、 155.2 m^2 で、児童一人当たりの施設面積は、 $29.9\text{ m}^2/\text{人}$ で、本体施設の児童1人あたりの生活ユニット部分の面積平均 $21.7\text{ m}^2/\text{人}$ より、大きい。

児童居室は、個室または2人部屋で、一人当たり面積は、個室 $9.4\text{ m}^2/\text{人}$ で、2人部屋で $6.3\text{ m}^2/\text{人}$ である。データが少ないので断定できないが、個室のほうが多い傾向がある。

児童1人あたりのLDK(リビング、ダイニング、キッチンなど)や学習室などの共用室の平均は、 $6.8\text{ m}^2/\text{人}$ である。これが、本体施設と大きく差はないのは、本体施設では、児童数が多いためLDK以外の部屋が多く設けられているため、LDKだけで比較すると地域小規模養護施設のほうが児童一人当たりの面積は大きくなる。

全般に、地域小規模養護施設では、一般住宅に近い施設形態で設置されているため、児童の置かれている建築的環境も本体施設より、一般家庭に近い状況となっている。この点では、本体施設より良い状況であると評価される。

D. 考察

1. 建築計画上の指針の提案

それぞれの施設が、児童の人権・プライバシーの確立や生活の質の向上を目指してできることに取り組んでいることは確かである。しかし、それは、敷地条件や資金的な問題も絡み、まだ十分な